

## 中井町監督及び検査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、町の職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行う場合（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定に基づき、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合を除く。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約 ……地方自治法第234条の2第1項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約をいう。
- (2) 契約課 ……契約を締結した課をいう。
- (3) 契約課長 ……契約課の長をいう。
- (4) 契約者 ……町と契約を締結した者をいう。

### (監督員及び監督補助員)

第3条 契約課は、契約の適正な履行を確保するため1契約ごとに監督員及び監督補助員をおかなければならない。

- 2 監督員及び監督補助員は、契約課長が所属の職員のうちから指名する者をもって充てる。

### (監督員等の責務)

第4条 監督員は、関係法令又は契約書、設計書、仕様書、図面その他の関係書類（以下「関係書類」という。）に基づいて必要な指揮及び指示を行わなければならない。

- 2 監督員は、工事、製造その他の請負契約の履行に当り、重要な部分の施工には立ち会わなければならない。
- 3 監督員は、契約の履行状況等を随時に契約課長に報告するとともに、監督状況を記録しておかなければならない。
- 4 監督補助員は、監督員の業務が円滑に遂行できるように監督員を補助しなければならない。
- 5 監督員及び監督補助員は、監督の実施に当っては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができた当該契約者の業務上の秘密に属する事項は、これを漏らしてはならない。

### (工事中材料の検査等)

第5条 監督員は、工事中材料の検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 監督員は、前項の検査を行う場合において、当該工事の契約人又はその代理人を立ち合わせるとともに合格材料と不合格材料又は未検査材料とが混同しないようにしなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、監督員は工事中材料が軽易かつきん少なものに当っては、検査を行わないことができる。

(検査員及び検査補助員)

第6条 契約課は、契約の適正な履行を確保するため1契約ごとに検査員及び検査補助員をおかなければならない。ただし、1件当りの契約金額が2項の各号に定める額以下のものにあつては、検査補助員をおかないことができる。

2 検査員は、1件当りの契約金額が次の各号に定める額を超えるものは総務課長を、次の各号に定める額以下で、契約規則第34条の2に規定する額を超えるものは、副町長が指定する事業担当課長以外の他の課長を、契約規則第34条の2に規定する額以下のものは契約課長を充てる。

- (1) 建設工事 300万円
- (2) 物品納入 300万円
- (3) (1)に係る業務委託 300万円

3 検査補助員は、原則として技術職員のうちから、検査員が指名する者をもって充てる。

4 検査員及び検査補助員及び監督員又は監督補助員は、同一の契約について相互に兼ねることができない。

(検査の種類)

第7条 検査の種類は、完成検査、出来高検査及び随時検査とし、その意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完成検査：契約が完了したときに行う検査をいう。
- (2) 出来高検査：契約人から工事若しくは製造の既済部分若しくは物件の既納部分に係る部分払いの請求があつたとき、町長が既済部分若しくは既納部分を部分使用するとき又は契約の解除により町長が既済部分若しくは既納部分の引渡しを受けるときに行う検査をいう。
- (3) 随時検査：契約の適正な履行を確保するために必要の都度行う検査をいう。

(検査等の責務)

第8条 検査員は、あらかじめ関係書類を熟知し、厳正な態度を持って綿密、かつ、公正に検査を行わなければならない。

2 検査員は、完成検査又は出来高検査を行ったときは、検査・検収調書を作成し、町長に報告しなければならない。この場合において、検査の結果が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置について意見を付さなければならない。

3 検査補助員は、検査の業務が円滑に遂行できるように検査員を補助しなければならない。

(検査の立ち会い)

第9条 完成検査及び出来高検査は、監督員及び請負人その他検査員が必要と認める関係者の立ち会いのもとに行わなければならない。ただし、検査員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(手直しの指示)

第10条 町長は、第8条第2項の報告の結果手直しを要する箇所があると認めるときは、検査員及び監督員に期限を定めてその手直しを行うことを指示(様式1)するものとする。

2 監督員は、前項の手直しが終了したときは、その報告(様式1)を検査員に行うも

のとする。

(手直し検査)

第11条 検査員は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに手直し検査を行わなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の検査について準用する。

(検査の延期)

第12条 検査員は、次の各号に掲げる場合には、完成検査又は出来高検査を延期することができる。

(1) 検査に立ち会う必要のある者が立ち会わないとき。

(2) 関係書類が提出又は提示されないとき。

(3) 請負人その他の工事関係人が検査員の職務執行を妨げ又はその恐れがあるとき。

(工事等入札・契約事項公表調書の提出)

第13条 契約課長は、契約を締結したときは、速やかに工事等入札・契約事項公表調書(様式2)を総務課長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。